

技術管理者等の常勤について

建設関連業の技術管理者、現場管理者及び測量士(以下、「技術管理者等」という。)は常勤性が必要です。常勤性のない技術管理者等は登録できません。

また、既に登録されている技術管理者等が雇用条件等の変更で常勤性が失われた場合、技術管理者等を変更した場合又は退職等により不在となった場合は、速やかに変更申請書又は届出書等を提出して下さい。(具体的な手続き等はホームページをご覧ください。)

=常勤の定義=

常勤とは「休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務すること」です。これは、会社の就業規則に則り、通常の社員としての勤務を要するという事です。

○常勤とは認められない事例

【測量、建コン、地質共通】

1	会社の勤務時間は1日8時間で週5日営業となっているが、仕事が少ないため、技術管理者等は仕事のある時だけ勤務している。(週4日勤務又は1日6時間勤務等) →通常の社員と同じく、就業規則どおりの勤務でなければ常勤とは認められません。
2	契約社員の就業規則は週4日(正社員は週5日)となっており、技術管理者等は契約社員のため週4日勤務である。 →契約社員であっても正社員と同じ勤務(週5日)をしていなければ常勤とは認められません。
3	本店組織の〇〇部が本店所在地とは別の場所にあり、本店の技術管理者等はそちらに常勤している。 →本店の組織であっても、住所が違えば別の営業所の扱いとなります。

【測量、地質(現場管理者)】

1	支店の技術管理者等が普段は本店に勤務しており、支店で仕事がある時は支店に行き業務を行っている。 →登録している支店に常勤していなければなりません。
---	------------------------------------------------------------------------------

【建コン、地質(技術管理者)】

1	技術管理者が登録されている営業所以外に常勤している。 →原則として、登録している営業所に常勤していなければなりません。
---	----------------------------------------------------------------

○その他

【測量、建コン、地質共通】

1	技術管理者等が退職し現在は不在となっている。新たな技術管理者等は雇用予定である。 →登録要件を欠くこととなりますので、変更又は廃業等の届出書を提出して下さい。
---	------------------------------------------------------------------------------------